

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）…三
- 告示（下水）……………五
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………五

告示

●東京都告示第四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

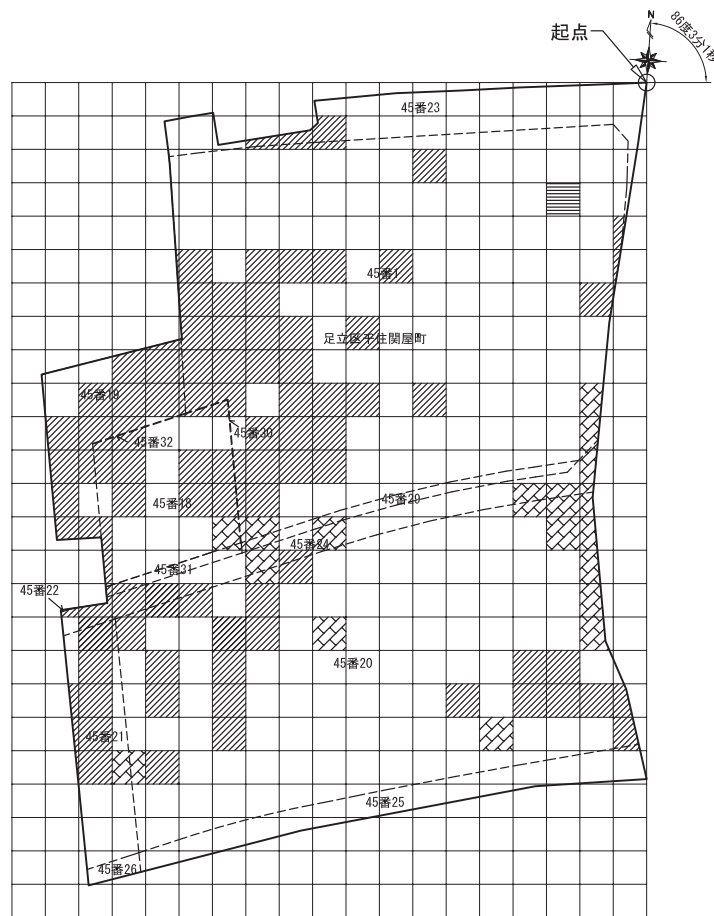
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第1085号
により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第105号
により指定した区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住関屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度（86度3分1秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十七日

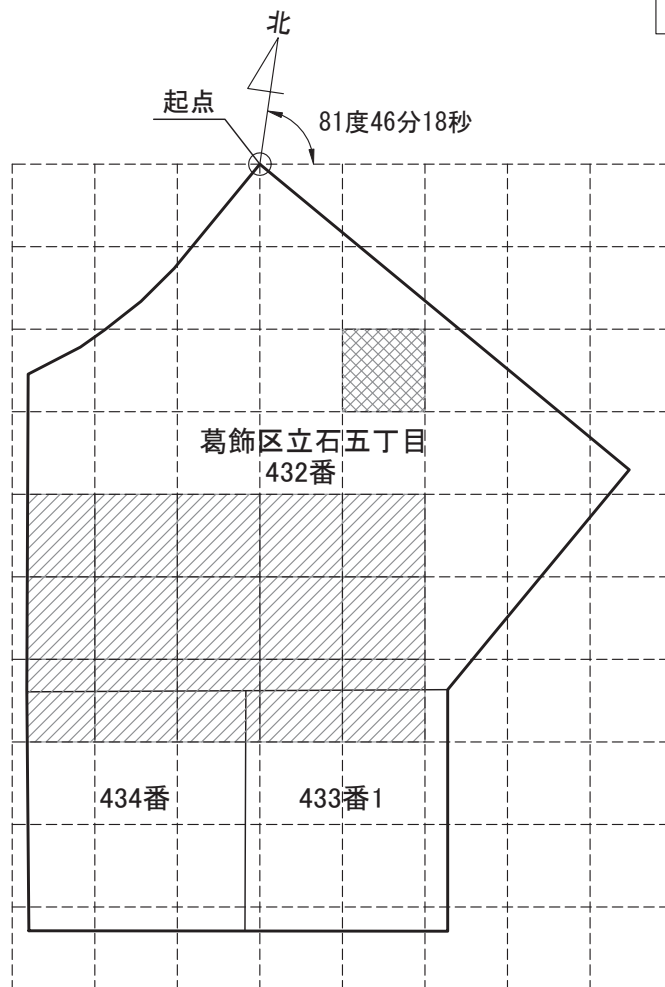
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区立石五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1513号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

起 点

起点は、葛飾区立石五丁目432番の最北端とする。

格子の回転角度(81度46分18秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第十二十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

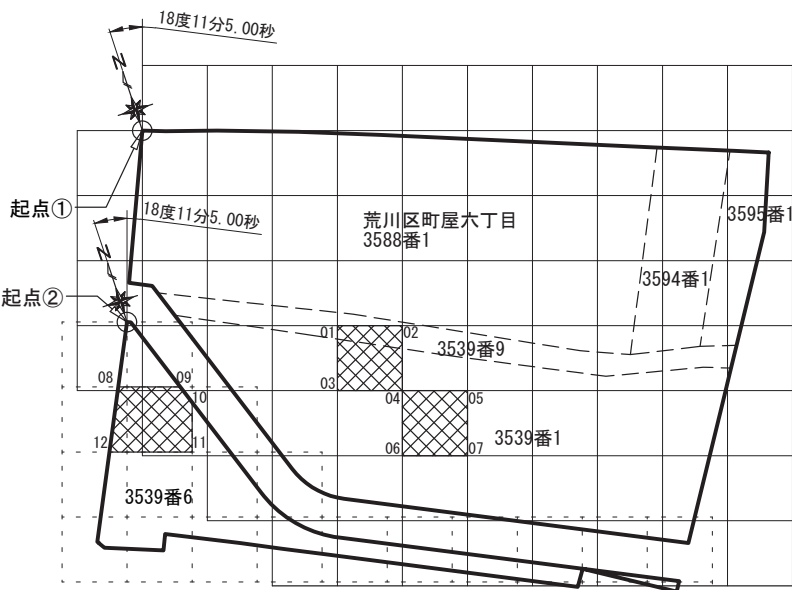
一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区町屋六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

—— 単位区画（起点①）

- - - 単位区画（起点②）

..... 筆境界

—— 調査対象地

指定を解除する区域

起点

起点①は、X座標：-27437.368、Y座標：-4264.663とする。
起点②は、荒川区町屋六丁目3539番6の最北端とする。

格子の回転角度（18度11分5.00秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表

点 名	X 座 標	Y 座 標
起点①	-27437.368	-4264.663
起点②	-27464.593	-4276.082
01	-27475.238	-4245.534
02	-27478.361	-4236.034
03	-27484.737	-4248.658
04	-27487.861	-4239.158
05	-27490.984	-4229.658
06	-27497.360	-4242.281
07	-27500.484	-4232.782
08	-27473.670	-4280.492
09	-27476.651	-4271.425
10	-27479.463	-4270.444
11	-27486.716	-4272.829
12	-27482.746	-4284.903

※表中の座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第五百七十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十七日

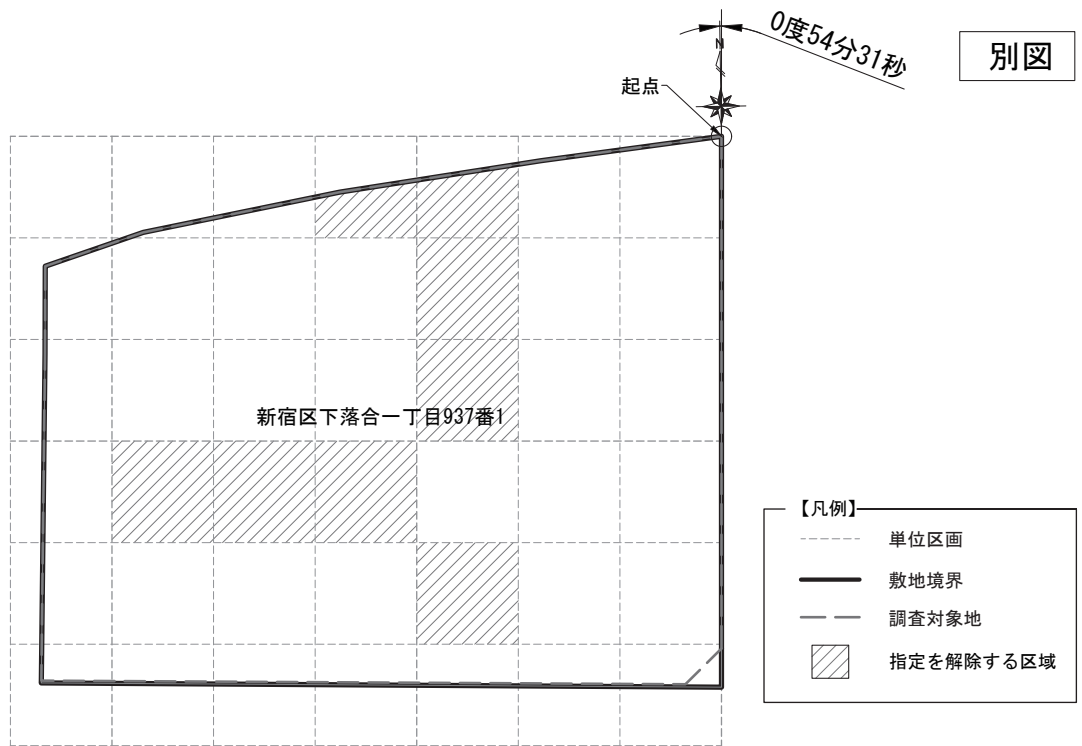
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区下落合一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【起点】

起点は、新宿区下落合一丁目937番1を最北端とする。

【格子の回転角度（0度54分31秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示（下水）

●東京都下水道局告示第二号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十七日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 供用及び処理開始年月日 令和七年二月四日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設的位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 合流式

五 終末処理場の位置及び名称 葛飾区小菅一丁目二番一号小菅水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
足立区	東六月町	七番及び十一番
全部告示区域		

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 号 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051